

## 日本における夫婦別姓の議論

昨年6月23日、夫婦別姓を選択したい夫婦が起こした「夫婦別姓訴訟」で、最高裁判所は、夫婦同氏を義務づける法律は憲法に違反しないとして、夫婦の訴えを退ける判決を言い渡しました。

夫婦別姓を認めて良いのではないか、という議論は昔からあり、政府の諮問機関「法制審議会」は1996年に選択的夫婦別姓を盛り込む民法改正案を答申しましたが、実現しないまま現在に至っています。

「ジェンダー平等」を求める価値観の広がりもあって、今日では約半数の国民が夫婦別姓に変えて良いと考えていることが、様々な統計から明らかになっています。

日本の夫婦同氏制の問題点や、結婚観や家族観が多様化する社会にあって、夫婦別姓の議論がどのような意味を持つのかを考えてみました。

### 夫婦同氏が強制されることによって起きる弊害とは

日本では、結婚した夫婦は、どちらかの姓を名乗ることを、民法と戸籍法によって義務づけられています。実際には妻が夫の姓に変更する夫婦がほとんどであり、私も結婚時に、夫の姓に変更しました。

しかし、ずっと仕事で使っている氏名を、結婚という個人的事情で変更したくない、という気持ちから

# 選択的夫婦別姓から「ジェンダーを考える」



弁護士  
藤井恭子

職業上は旧姓である「藤井」を名乗っています。とはいっても、本名と職業上の通称が異なることは、思った以上の不便を強いられるものです。

依頼人の代わりに、役所や銀行で手続をするときなどに、窓口で「代わりに来た弁護士さんの身分証を提示してください」と言われることがあります。そこで、免許証を提示すると「○○(本名)さん? 藤井弁護士と委任状に書いてありますが、名前違いますね」と言われ、本名と職業

上の通称が違うところから説明しなければなりません(最近では、職業上の通称と本名が異なることを理解しています)。

しかし、そもそも、生まれたときから名乗ってきた姓を、結婚によって違うものに変えてしまうことに、抵抗を覚える人は多いのではないかでしょうか。

「これまでこの氏名で頑張ってきたのに」と、アイデンティティ喪失するような感覚を抱いてしまう気

持ちは、とても良く理解できます。学校や職場で名乗ってきた氏名が変わることで、結婚や離婚といった、私生活上の事情を周囲に悟られてしまこともあります。

離婚事件で関わった女性の中に、離婚によって自分だけではなく子どもの姓が突然変わってしまうことにより、学校で子どもが肩身の狭い思いをすることを心配して、離婚後も旧姓に戻さない、あるいは子どもだけ姓を戻さずそのままにする人もいました。

夫婦同氏の義務づけによって、主に姓の変更を余儀なくされる女性の

側に、このような種々の弊害が発生していることを、多くの人が認識することが重要だと思います。

### 夫婦別姓とジェンダー平等

現在、夫婦同氏制を続けているのは世界で日本だけになっています。日本は世界的潮流から取り残されているのです。

夫婦の姓の問題だけではなく、さまざまな場面で性別を理由とする差別や区別を撤廃し、ジェンダー平等を実現させることは、日本を含む国際社会の目標として掲げられています。

ジェンダー平等が進まない理由の一つとして、女性の国会議員が少ないこと(全体の一割にも満たない)も挙げられます。

世界に目を向けると、議員のうち

一定割合を強制的に女性に割り当て、議会における男女格差の是正を図るクオータ制を導入し、ジェンダー平等を政治の場から実現させている国もあります。

選択的夫婦別姓など、ジェンダーギャップの問題は、男女いずれの視点が欠けても適切な解決を図ることはできません。

「男・女だから」という考え方は、これからますます古いものとされていきます。誰もが現在と未来への責任を果たせる「ジェンダー平等」社会を実現するために、みなさんと一緒に声を上げていきたいと思います。

2021年6月23日  
最高裁大法廷判決

12裁判官の多数意見

## 夫婦同氏制は合憲

- 夫婦同氏制が憲法24条違反でないことは、平成27年最高裁大法廷判決(2015年12月16日)から明らか(婚姻に対する直接の制約ではない、氏を一つに定めることには合理性がある、夫婦同氏それ自体に男女の形式的不平等は存在しない等)。
- 平成27年判決後の女性の就業率の増加や、「選択的夫婦別姓制度」の導入に賛成する人の割合の増加など国民の意識の変化を踏まえても、結論は変わらない。
- この制度の在り方は、国会で議論し、判断されるべき事柄である。

3裁判官の反対意見

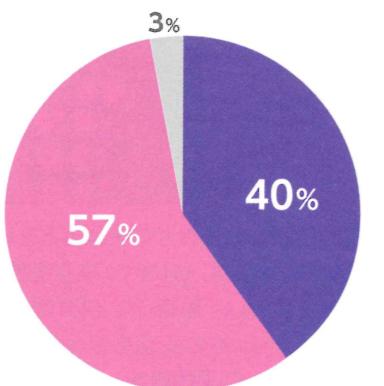
## 夫婦同氏制は憲法24条違反

- 宮崎裕子(元弁護士)・宇賀克也(行政法学者)
- 双方が生来の氏を希望する者に対し、夫婦同姓を婚姻の要件とすることは、婚姻についての自由かつ平等な意思決定を妨げる。
  - 夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数で、夫婦同氏制は少なくない個人(女性)の痛みの上に成り立ってきた。
  - 通称使用が拡大し、国の機関の公的な文書でも認められるようになっている。
  - 女子差別撤廃委員会が、繰り返し日本政府に夫婦同氏制の法改正を要請し、2016年に3度目の勧告をした。

草野耕一裁判官(元弁護士)

- 夫婦同氏を「麗しき慣習」として残したい人もいるが、伝統文化の消長は、社会のダイナミズムに委ねられるべきで、法で強制すべきではない。

### 選択的夫婦別姓への賛否



NHK「ジェンダーに関する世論調査」(2021年7月1日)に基づき作成